

太田市家庭的保育事業等認可要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第24条第2項に規定する家庭的保育事業等の認可に係る申請及び各種届出の手続について必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項に規定する認可の申請は、家庭的保育事業等認可申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、これを市長に提出して行うものとする。

(認可の基準)

第3条 前条の申請があったときは、太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第31号。以下「条例」という。）、法その他関係法令に定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次条から第10条までに掲げる基準によって、その申請を審査するものとする。

(食事の提供の特例)

第4条 条例第17条第1項前段に規定する方法により家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対し食事を提供する場合は、保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定を準用するものとする。

(開所日数及び開所時間)

第5条 家庭的保育事業等を行うに当たっては、1年の開所日数は日曜日及び国民の祝日を除いた日数を、1日の開所時間は11時間を原則とする。

(職 員)

第6条 条例第30条第2項に規定する保育士の数は、同項各号に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数（10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）を合算した数（1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数）とする。

2 条例第30条第2項に規定する保育士の数に短時間勤務の職員を充てる場合は、保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たすこととし、保育士の数の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数（1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数）に換算して、保育士の数の対象となる常勤職員の数に加え、保育士の数とする。

3 前2項の規定は、条例第32条第2項に規定する保育従事者の数、条例第45条第2項に規定する保育士の数及び条例第48条第2項に規定する保育従事者の数

に準用する。

(管理者)

第7条 小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者は、次に掲げる要件を満たす管理者を配置するものとする。

- (1) 専従及び常勤であること。ただし、管理者を前条第1項及び第3項に規定する保育士又は保育従事者の数に加えることができるものとする。
- (2) 保育所等において2年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は社会福祉事業について知識経験を有する者であること。

(設備の基準)

第8条 家庭的保育事業、小規模保育事業又は小規模型事業所内保育事業を行う者は、条例で規定する設備のほか、事業所内に幼児が手洗いできる設備及び乳幼児が沐(もく)浴できる設備を設置するように努め、これらの設備を設置したときは、調理設備と区画するものとする。

- 2 条例第44条第1項に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について(平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の規定を踏まえるものとする。

(代替地に設ける屋外遊戯場等)

第9条 条例第23条第5号、第29条第4号又は第44条第5号に規定する屋外遊戯場等を公園等の代替地に設けることができるのは、待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)に掲げる要件を満たす場合に限るものとする。

(経済的基礎等)

第10条 家庭的保育事業等を行う者は、次に掲げる経済的基礎等を有する者でなければならない。

- (1) 家庭的保育事業等を行うために必要な土地又は建物について貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られるよう次のいずれかに該当し、かつ、その賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - ア 建物の借用期間が、契約において5年以上とされていること。
 - イ 貸主が、地方住宅公社又はこれに準ずる法人、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い者であること
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が安定的な事業の継続性の確保が図られると判断する条件に合致していること。

(2) 家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(3) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失の計上がない等、その財務内容が適正であること。

(子ども・子育て会議の意見の聴取)

第11条 市長は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、太田市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

(認可通知書及び認可不承認通知書)

第12条 市長は、第2条の申請があった場合において、認可をするときは家庭的保育事業等設置認可通知書(様式第2号)により、認可をしないときは家庭的保育事業等設置認可不承認通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(休廃止の申請)

第13条 法第34条の15第7項の規定による家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認の申請は、家庭的保育事業等廃止(休止)申請書(様式第4号)に必要書類を添付し、これを市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し、承認する場合は家庭的保育事業等廃止(休止)承認通知書(様式第5号)により、承認しない場合は家庭的保育事業等廃止(休止)不承認通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の届出)

第14条 家庭的保育事業等の認可を受けた者が、認可の申請の際に届け出た内容を変更する場合は、家庭的保育事業等変更届出書(様式第7号)に必要書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設置認可等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成27年2月10日から施行する。

(準備行為)

2 家庭的保育事業等の認可等を受けるために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。